

特定非営利活動法人

藤沢災害救援ボランティアネットワーク



第15回

定期総会議案書

議

案

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 2020年度事業報告に関する件 |
| 第2号議案 | 2020年度決算報告に関する件
監査報告 |
| 第3号議案 | 2021年度事業計画案に関する件 |
| 第4号議案 | 2021年度予算案に関する件 |
| 第5号議案 | 理事・監事選任に関する件 |
| 第6号議案 | 定款変更に関する件 |

第1号議案

2020年度 事業報告書

2020年4月1日～2021年3月31日

1 事業の成果

1.1 自主防災組織による地域防災力の向上支援と会員の拡充

FSVネットの存在を地域の自主防災組織に理解していただき、当ネットワークへの加入により日頃から顔の見える関係づくりとFSVネットを活用した地域防災力の向上促進の支援を計画しましたが、新型コロナウイルス拡散防止のための自粛要請により大半の事業が休止になりました。

1.1.1 会員数 (内) 前年

団体正会員 19団体 (19) 個人正会員 27人 (26) 個人賛助会員 16人 (18)
 役員 15人:理事13 監事2
 運営委員 18人 (2021年3月31日現在)

1.1.2 会議の開催状況

総会 2020年6月20日(土) 書面表決 提出期限6/20
 理事・運営委員会 2020年4月～10月 新型コロナウイルス拡散防止のため中止
 第1回11月12日(木)
 第2回12月17日(木)
 2021年 第3回 3月11日(木) 計3回
 臨時理事会 2020年7月5日(日) 第14回定期総会書面表決結果について

1.1.3 事業報告

1) 特定非営利活動に係る事業

① 市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進

災害時を想定した連絡員による通信実証		
項目	計画	実績
①日時	2020年4月～2021年3月	※中止
②場所	藤沢市内	
③従事者人員	2人	
④対象者	一般市民	
⑤支出見込額	0円	

② 災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり

ア サテライトセンター設置支援		
項目	計画	実績
①日時	2020年4月～2021年3月	※中止
②場所	地区市民センター・公民館	
③従事者人員	5人	
④対象者	一般市民・防災リーダー	
⑤支出見込額	5,000円	
イ 情報伝達の体制づくり		
項目	計画	実績
①日時	2020年4月～2021年3月	※中止
②場所	藤沢市内	
③従事者人員	5人	
④対象者	40人	
⑤支出見込額	10,000円	

③ 災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発

ア 災害救援ボランティアセンター(略:ボラセン)設置・運営訓練		
項目	計画	実績
①日時	2020年7月～12月	※中止
②場所	藤沢市内 (本部 支部:六会 湘南大庭)	
③従事者人員	30人	
④対象者	一般市民	
⑤支出見込額	20,000円	

イ 災害ボランティアコーディネーター養成講座		
項目	計画	実績
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2020年4月～2021年3月 藤沢市内 10人 一般市民 10,000円	※中止
ウ 会報「FSVnetニュース」の発行 (1回)		
項目	計画	実績
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2020年4月～2021年3月 藤沢市内 6人 一般市民 30,000円	※中止
エ 講座、講演パンフレット等各種資料		
項目	計画	実績
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2020年4月～2021年3月 藤沢市内 6人 一般市民 30,000円	パンフレット 1000部作成 28,600 円
オ 防災セミナー 他		
項目	計画	実績
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2020年4月～2021年3月 藤沢市内 都度 一般市民 10,000円	※中止

④相互理解のための交流の場づくり

シンポジウム、交流会参加		
項目	計画	実績
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2020年6月 藤沢市内 6人 一般市民 0円	※中止

⑤大規模災害被災者支援

交流会・相談会、各種支援		
項目	計画	実績
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2020年4月～2021年3月 藤沢市内 2人 大規模災害被災者 他 5,000円	※中止

<参考>

藤沢市 地区別 災害救援ボランティアコーディネーター数
単位：人

地区1	地区名	コーディネーター数		増減
		現在	前年	
1	片瀬	27	30	-3
2	鵜沼	117	118	-1
3	辻堂	16	16	0
4	村岡	113	113	0
5	藤沢	27	22	+5
6	明治	8	8	0
7	善行	53	53	0
8	湘南大庭	59	59	0
9	六会	76	77	-1
10	湘南台	9	9	0
11	遠藤	31	31	0
12	長後	10	10	0
13	御所見	3	3	0
	藤沢市内	549	549	0

2021/3末現在

2 主な実績

No.	日 程	場 所	内 容
1	2020年 6月20日	藤沢商工会館 504会議室	第14回 定期総会 書面表決 6/20提出期限 議決権者48 賛成39 (81.3%) 反対0 未提出9
2	会議関係 基本日程	推進センター	運営委員会の開催 3回 2020/4月～ 10月 中止 第1回2020/11/12 第2回202/12/17 第3回2021/3/11 臨時理事会の開催 1回 2020/7/5
3	2019/4月 ～ 2020/3月	市民センター公民館 会議室	災害ボランティアコーディネーター養成講座 (入門編) ①村岡会場 入門・初級・ステップアップ° ②六会会場 入門 ③善行会場 入門 全て中止
4	2020年 9月上旬	消防訓練センター	藤沢市総合防災訓練 災害救援ボランティアセンターの設置訓練他 (本部) 中止
	8月～'2021/3	消防訓練センター	災害救援ボランティアセンター (支部) サテライト開設・運営シミュレーション訓練 長後 日時:11月 :地区防災訓練 中止 六会 日時:11月 :地区防災訓練 中止 善行 日時:11月 :地区防災訓練 中止 村岡 日時:11月 :サテライト展示指導 中止 片瀬 日時:12月 :サテライト展示 中止 明治 日時:3月 :地区防災訓練 中止
5	2020年 4月～'2021/3		会報 (FSVnetニュース) 中止
6	2020/4月 ～ '2021/3月		1) 市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人の ネットワーク化の推進 ・災害情報コーディネータースキルアップ 中止 2) 支援活動と会員募集 ・関係団体、行政等の行事への参加 (パンフ配布) ・災害ボランティアコーディネーター(初・入門編)他 中止 ・サテライトセンター設置支援 (各市民センター・公民館) 中止 3) 藤沢市内13の市民センター・公民館へのPR展開 4) ホームページ運用充実他:情報プラットフォーム等 市民レポーター・災害情報員対応のサイトの活用 中止 (地域防災Webとして刷新された)

第2号議案

活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで
 法人の名称 特定非営利活動法人 藤沢災害救援ボランティアネットワーク
 (単位:円)

科目		金額	
I	経常収益		
	1. 受取会費		
	正会員受取会費	92,000	
	賛助会員受取会費	0	
	協賛会員受取会費	0	92,000
	2. 受取寄附金		
	受取寄附金	10,000	0
	3. 受取助成金等		
	受取民間助成金	164,000	164,000
	4. 事業収益		
	ネットワーク化ワークショップ(ファミリーウォーク)	0	
	災害ボランティアコーディネーター講座	0	
	交流会参加費	0	0
	5. その他収益		
	受取利息	8	
	雑収益	0	0
	経常収益計		266,008
II	経常費用		
	1. 事業費		
	(1) 人件費		
	給料手当	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	帰宅困難時対応訓練	0	
	サテライト設置支援	0	
	災害情報コーディネーター養成講座	0	
	ボランティアセンター設置運営訓練	0	
	災害ボランティアコーディネーター養成講座	0	
	防災セミナー	0	
	会報の発行	0	
	各種講座・講演会配布資料	29,580	
	交流会	0	
	避難者支援	0	
	その他経費計	29,580	
	事業費計		29,580
	2. 管理費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	会議費	300	
	固定電話料金	35,000	
	特定設備使用料(ロッカー)	2,400	
	通信費(郵送料)	8,351	
	ネットワーク使用料	52,766	
	負担金(神奈川ネットワーク年会費)	10,000	
	事務用消耗品	39,591	
	事務局諸費用(交通費他)	20,000	
	雑費	12,000	
	その他経費計	180,408	
	管理費計		180,408
	経常費用計		209,988
	当期経常増減額		56,020
III	経常外収益		
	1. 固定資産売却益	0	
	経常外収益計		0
IV	経常外費用		
	1. 過年度損益修正損	0	
	経常外費用計		0
	税引前当期正味財産増減額		56,020
	法人税、住民税及び事業税		0
	当期正味財産増減額		56,020
	前期繰越正味財産額		809,713
	次期繰越正味財産額		865,733

財 産 目 録

(特定非営利活動に係る事業会計)

2021年3月31日 現在

特定非営利活動法人の名称 | 特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

単位：円

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	36,505		
横浜銀行普通預金	829,228		
立替金	0		
未収金	0		
流動資産合計		865,733	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			865,733
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			865,733

貸借対照表

(特定非営利活動に係る事業会計)

2021年3月31日 現在

単位：円

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

科 目		金 額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	36,505		
横浜銀行普通預金	829,228		
立替金	0		
未収金	0		
流動資産合計		865,733	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			865,733
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0		
前受助成金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
正味財産			0
前期繰越正味財産	809,713		
当期正味財産増減額	56,020		
正味財産合計			865,733
負債及び正味財産合計			865,733

監 査 報 告 書

特定非営利活動法人 藤沢災害救援ボランティアネットワーク
(特定非営利活動に係わる事業会計)
2020年4月1日より2021年3月31日までの会計処理
について監査を行い、会計帳簿・関係書類を照査した結果を報告
します。

監査所見

1. 一般会計の出納元帳、収支計算書、財産目録、預金通帳等
会計帳簿は的確に処理されていることを認めます。

監査実施日・場所

2021年 月 日 藤沢災害救援ボランティアネットワーク事務所

監事 関根 寿樹

2021年 月 日 公益財団法人横浜YMCA 藤沢YMCA事務所

監事 吉永 貴弘

※個人情報保護のため印影を消しております

第3号議案 2021年度事業計画書(案)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク 略称:FSVネット

1 事業活動方針

1) 自主防災組織による地域防災力の向上支援

FSVネットの存在を地域の自主防災組織に理解していただき、日頃から顔の見える関係づくりとFSVネットを活用した地域防災力の向上促進を支援していきます。

2) 関係団体、行政との連携強化

災害発生時にFSVネットが効果的に機能するためには、社会福祉協議会をはじめとして関係団体や行政と平常時から連携・協力を積極的に進める必要があります。藤沢市が実施する総合防災訓練に参加し、関係諸団体と共同で事業を進めることを通して連携の強化をはかっていきます。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進

災害時を想定した情報員による通信実証

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	一般市民
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	0円
③従事者人員	2人		

② 災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり

ア サテライトセンター設置支援

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	一般市民・防災リーダー
②場所	地区市民センター・公民館	⑤支出見込額	5,000円
③従事者人員	5人		

イ 情報伝達の体制づくり／災害情報コーディネーター講座

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	一般市民・防災リーダー
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	10,000円
③従事者人員	5人		

③ 災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発

ア 災害救援ボランティアセンター(略:ボラセン)設置・運営訓練

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	一般市民
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	20,000円
③従事者人員	30人		

イ 災害ボランティアコーディネーター養成講座(初級・入門)

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	一般市民
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	10,000円
③従事者人員	10人		

ウ 会報「FSVnetニュース」の発行(2回)

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	一般市民
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	20,000円
③従事者人員	6人		

エ 講座、講演パンフレット等各種資料

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	一般市民
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	10,000円
③従事者人員	6人		

オ 防災セミナー他

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	一般市民
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	10,000円
③従事者人員	都度		

④ 相互理解のための交流の場づくり

シンポジウム、交流会参加

①日時	2021年6月 【中止】	④対象者	一般市民・会員
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	0円
③従事者人員	6人		

⑤ 大規模災害被災者支援

ニーズに対応した各種支援

①日時	2021年4月～2022年3月	④対象者	大規模災害被災者
②場所	藤沢市内	⑤支出見込額	5,000円
③従事者人員	2人		

3 主な日程

No.	日 程	場 所	内 容
1	2021年 6月20日	藤沢商工会議所 会議室	第15回 定期総会 開催 ◎書面表決 交流会 ◎中止
2	会議関係 基本日程	市会議室	運営委員会の開催 11回 開催月:2021/4,5,6,7,8,9,10,11, 2022/1,2,3
3	2021/4月 ～ 2022/3月	市民センター公民館 会議室 (予定)	災害ボランティアコーディネーター養成講座 ① 養成講座 (入門編・初級編) ② 養成講座 (入門編) ③ 養成講座 (入門編+ステップアップ) 2021/7 村岡 2022/2 湘南大庭
4	2021年 9月4日(土)	防災フェア 辻堂神台公園	藤沢市総合防災訓練 三者協定の実証 災害救援ボランティアセンターの展示・PR他
	8月下旬(土)	未定	9都県市ビックレスキュー 主管:神奈川県 災害救援ボランティアセンターの設置訓練他
	2021年 8月 ～ 2022年3月	長後小 消防訓練センター 湘南大庭市民センター 村岡地区 5校、 片瀬小 羽鳥小	災害救援ボランティアセンター (支部) サテライト開設・運営シミュレーション訓練 長後地区防災訓練 日時:11月 六会地区防災訓練 日時:11月 善行地区防災訓練 日時:11月 湘南大庭地区図上訓練 日時:11月6日 村岡地区防災訓練 日時:11月 同日5箇所 (村岡小、高谷小、新林小、藤が岡中、村岡中) 片瀬地区防災訓練 日時:12月 明治地区防災訓練 日時:3月
5	2021/4 ～'2022/3		会報 (FSVnetニュース) 第16号
6	2021/4月 ～ 2022/3月		1) 市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人の ネットワーク化の推進 ・災害情報コーディネーター養成ワークショップ (開催予定:年1回 2021/7月～2022/3) 2) 支援活動と会員募集 ・関係団体、行政等の行事への参加 (パンフ配布) 3) 藤沢市内13の市民センター・公民館へのPR展開 4) ホームページ運用充実他:情報プラットフォーム (eコミマップ) 等

第4号議案

活動予算 (案)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 藤沢災害救援ボランティアネットワーク

(単位:円)

科目		金額	
I	経常収益		
1.	受取会費	120,000	
	受取助賛費	0	
	受取協賛費	0	120,000
2.	受取寄附金	45,000	45,000
3.	受取助成金等	100,000	100,000
4.	事業収益	0	
	災害情報コーディネーター養成講座	20,000	
	災害ボランティアコーディネーター講座	0	20,000
5.	交流会参加費	0	
	その他収益	0	
	雑収益	0	0
	経常収益計		285,000
II	経常費用		
1.	事業費		
	(1) 人件費	0	
	給料手当	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費	0	
	ワークショップ開催 eコママップ通信実証	5,000	
	サテライト設置支援	10,000	
	災害情報コーディネーター養成講座	20,000	
	ボランティアセンター設置運営訓練	10,000	
	災害ボランティアコーディネーター養成講座	20,000	
	会報の発行	10,000	
	各種講座、講演会配布資料	10,000	
	防災セミナー他	0	
	交流会開催	5,000	
	大規模災害被災者支援	90,000	
	その他経費計	90,000	
	事業費計		90,000
2.	管理費		
	(1) 人件費	0	
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費	5,000	
	会議費	10,000	
	固定電話料金	2,400	
	特定設備使用料(ロッカー)	40,000	
	通信費(郵送料)	50,000	
	ネットワーク使用料	10,000	
	負担金(神奈川ネットワーク年会費)	10,000	
	事務用消耗品	5,000	
	研修費	20,000	
	事務局諸費用(交通費他)	6,600	
	雑費(予備費含む)	159,000	
	その他経費計	159,000	
	管理費計		159,000
	経常費用計		249,000
	当期経常増減額		36,000
III	経常外収益		
1.	事業費 固定資産売却益	0	
	経常外収益計		0
IV	経常外費用		
1.	事業費 過年度損益修正損	0	
	経常外費用計		0
	税引前当期正味財産増減額		36,000
	法人税、住民税及び事業税		0
	当期正味財産増減額		36,000
	前期繰越正味財産額		865,733
	次期繰越正味財産額		901,733

第5号議案

役員（理事、監事）選任に関する件

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

（1）理事 10人以上25人以下

（2）監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

理事候補 15人

氏名	所属
石井 世悟	(一社) 藤沢青年会議所
堀 千鶴	認定特非 市民活動推進連絡機構
水島 三千夫	認定特非 市民活動推進連絡機構
中島 範男	ニコニコ自治会
田中 覚	藤沢エフエム放送株式会社
小林 亘	鵜沼海岸5丁目町内会
佐藤 俊平	鵜沼海岸5丁目町内会
森井 康夫	八洲台町内会
大田 哲夫	南橋町内会
秋津 百合子	六会災ボラコーディネーター会
石崎 正彦	湘南大庭防災リーダーの会
鈴木 信夫	湘南大庭防災リーダーの会
今泉 恵美子	湘南大庭防災リーダーの会
種田 多化子	藤沢市障がい福祉団体連絡会
唐松 初男	個人会員

監事候補 2人

氏名	所属
藤澤 幸隆	(公財) 藤沢YMCA
関根 寿樹	個人会員

※ 任期：2021年7月1日～2023年6月30日 （2年間）

第6号議案

定款変更案

第5号様式

定款変更認証申請書

令和 年 月 日

藤沢市長

主たる事務所の所在地
藤沢市白旗4丁目9番1～4F号
その他の事務所の所在地
なし
名称 特定非営利活動法人
藤沢災害救援ボランティアネットワーク
代表者氏名 理事長 森井 康夫 印
電話番号 0466-84-1762

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

	新	旧
変更の内容	別紙の通り	別紙の通り
変更の理由	活動計算書適用、電磁的表決の導入、特定非営利活動促進法改正に伴う表記の改正 漢数字を算用数字に変更	

定款変更新旧対比表

	新	旧
変更の内容	<p>特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク定款</p> <p>略</p> <p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。</p> <p>(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体</p> <p>(2)賛助会員 この法人の目的に賛同して、活動を支援するために入会した個人及び団体</p> <p>略</p> <p>(除名)</p> <p>第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1)この定款等に違反したとき。</p> <p>(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>略</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 10人以上25人以下</p> <p>(2)監事 2人</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>略</p> <p>(欠員補充)</p> <p>第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。</p> <p>2 役員には、職務を遂行するために要した費用を弁済することができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>略</p>	<p>特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク定款</p> <p>略</p> <p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。</p> <p>(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体</p> <p>(2)賛助会員 この法人の目的に賛同して、事業を賛助するために入会した個人及び団体</p> <p>略</p> <p>(除名)</p> <p>第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1)この定款等に違反したとき。</p> <p>(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>略</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 10人以上25人以内</p> <p>(2)監事 2人</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。</p> <p>3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>略</p> <p>(欠員補充)</p> <p>第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。</p> <p>2 役員には、職務を遂行するために要した費用を弁済することができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>略</p>

	新	旧
変更の内容	<p>(権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び予算に関する事項 (5) 事業報告及び決算に関する事項 (6) 役員を選任等に関する事項 (7) 会費に関する事項 (8) 長期借入金に関する事項 (9) 事務局の組織等に関する事項 (10) その他この法人の運営に関する重要事項</p> <p>(開催) 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。 (招集) 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(定足数) 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>略</p> <p>(表決権等) 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数 (書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。</p>	<p>(権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算に関する事項 (5) 事業報告及び収支決算に関する事項 (6) 役員を選任等に関する事項 (7) 会費に関する事項 (8) 長期借入金に関する事項 (9) 事務局の組織等に関する事項 (10) その他この法人の運営に関する重要事項</p> <p>(開催) 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。 (招集) 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(定足数) 第27条 総会は、正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>略</p> <p>(表決権等) 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第48条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。</p>

変更の内容	新	旧
	<p><u>3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u> <u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u> <u>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</u> <u>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p>略</p> <p>(開催) 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めるとき。 (2) 理事総数の <u>2分の1</u> 以上から、会議の目的である事項を記載した <u>書面又は電磁的方法</u> をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招集) 第34条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した <u>書面又は電磁的方法</u> をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(表決権等) 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について <u>書面又は電磁的方法</u> をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるができない。 (議事録) 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (<u>書面又は電磁的方法による表決者</u> にあっては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。 (資産の構成) 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる <u>収益</u> (5) 事業に伴う <u>収益</u> (6) その他の <u>収益</u> <u>(資産の区分)</u> <u>第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。</u></p>	<p>略</p> <p>(開催) 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めるとき。 (2) 理事総数の <u>二分の一</u> 以上から、会議の目的である事項を記載した <u>書面</u> をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招集) 第34条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した <u>書面</u> をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(表決権等) 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について <u>書面</u> をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるができない。 (議事録) 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (<u>書面表決者</u> にあっては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。 (資産の構成) 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる <u>収入</u> (5) 事業に伴う <u>収入</u> (6) その他の <u>収入</u></p>

	新	旧
変更の内容	<p>(資産の管理) 第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。 (会計の原則) 第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。 (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。 (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。 (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。 (会計の区分) 第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る会計の1種とする。</p> <p>(事業計画及び予算) 第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (暫定予算) 第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 (事業報告及び決算) 第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後、3ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 (事業年度) 第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (長期借入金) 第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。 (定款の変更) 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。 2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。) (5) 正会員の資格の得喪に関する事項 (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。) (7) 会議に関する事項 (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。) (10) 定款の変更に関する事項</p>	<p>(資産の管理) 第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。 (会計の原則) 第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。 (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。 (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。 (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものとすること。 (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (暫定予算) 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 (事業報告及び収支決算) 第45条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後、3ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。 (事業年度) 第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (長期借入金) 第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。 (定款の変更) 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の議決を得なければならない。 2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 主たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。) (2) 資産に関する事項 (3) 公告の方法</p>

	新	旧
変更の内容	<p>(解散) 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 正会員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産手続始の決定 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属) 第52条 この法人が解散（合併又は破産手続始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。 (合併) 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。 (公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の出版物への掲載及び掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。 (細則) 第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p> <p>以下略</p> <p>附則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>(解散) 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 正会員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産手続関係の決定 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属) 第50条 この法人が解散（合併又は破産手続関係の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。 (合併) 第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。 (公告の方法) 第52条 この法人の公告は、この法人の出版物への掲載及び掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。 (細則) 第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p> <p>以下略</p>

特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワークと称する。
また、略称はF S Vネットとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市白旗4丁目9番1～4F号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、災害時に救援活動をするボランティアに対して、他の地域ボランティアとネットワークを介して連携を図り、互いに助け合う市民社会の形成を目指す事業を行い、災害時において、効果的な活動が出来る体制づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

(1) 災害救援活動

(2) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進
- ②災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり
- ③災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発
- ④相互理解のための交流の場づくり

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出し、所定の会費の納入を完了することにより入会とみなす。

3 理事長は、前各項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上25人以下
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後、3ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係わるものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の出版物への掲載及び掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 森井康夫
副理事長 水島三千夫 信田清治
理事 大田哲夫 長谷川元保 石黒榮一 北島令司 鈴木勝貴 石崎正彦
近野喜美代 佐川 昇 堀 千鶴 矢部直美 稲葉恵之 田代公一
監事 関根寿樹 安室謙一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2007年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)正会員 年会費 1口 1,000円 個人(1口以上) 団体(3口以上)
(2)賛助会員 年会費 1口 500円 個人(1口以上) 団体(3口以上)

附則

この定款は、平成24年6月23日から施行する

附則

この定款は、平成25年6月22日から施行する。

附則

この定款は、平成30年6月23日から施行する。

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

F S Vnet

特定非営利活動法人
藤沢災害救援ボランティアネットワーク

事務局: 〒251-0051

神奈川県藤沢市白旗4丁目9番1~4号
TEL 0466-84-1762 FAX 0466-81-2816

E-Mail: fsvnet@arts-k.com

URL <https://arts-k.com/fsvnet/>